

サポーターリングインダストリー・ネットワーク倶楽部 会則

制定：平成19年8月10日

(名称)

第1条 本会は、「サポーターリングインダストリー・ネットワーク倶楽部」と称する。

(目的)

第2条 本会は、独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部（以下「中小機構」と言う。）が、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項の規定により、特定研究開発等計画にかかる認定を受けた中小企業者（以下「認定事業者」と言う。）に対して、法律に基づく支援措置以外の支援を行うことにより、認定計画の推進、成果の事業化を促進し、中小企業者の技術力強化、経営基盤の確立等を図ることを目的とする

(会員区分)

第3条 本会は認定事業者からなる正会員と県センター等支援機関等からなる支援会員の2種類の会員で構成する。

(運営)

第4条 本会の運営は、中小機構において行う。

- 2 中小機構は会の運営に当たって、正会員の中から別に定める方法により選定された代表幹事及び幹事と相談しなければならない。
- 3 中小機構は運営に当たっては、適宜、中部経済産業局の助言及び支援を受ける。

(情報の取扱い)

第5条 本会の活動に関連して得た情報については、本会の目的以外には使用しない。

(正会員の資格)

第6条 本会の正会員は、認定事業者であって、主たる研究実施場所を東海3県（愛知県、岐阜県及び三重県）に有する者とする。

(支援会員の資格)

第7条 本会の支援会員は、本会の趣旨に賛同し、ものづくり中小企業の支援に前向きに取り組む県センター等支援機関、業界団体、公設試験研究機関その他の支援機関とする。

(入会・退会手続)

第8条 入会希望者は本会の定める所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局に入会申し込みを行う。入会申込者について中小機構が審査を行い入会の可否を決定する。

- 2 本会を退会しようとするときは、別に定める退会シートを事務局に届け出なければならない。

(除名)

第9条 中小機構は、正会員、支援会員が次の各号の一に該当した場合は当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした会員
- (2) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をした会員
- (3) 犯罪その他の信用を失う行為をした会員

(会費等)

第10条 会費は徴収しない。ただし、交流会等で費用が発生した場合は、実費相当額を参加者が負担する。

(正会員への支援内容)

第11条 中小機構は、正会員に対して以下の支援を行う。

- (1) セミナーの開催及び工場見学等の実施
- (2) 大学等の技術シーズの紹介
- (3) ビジネスマッチングの実施
- (4) 中小機構の主催する各種セミナー、イベント等の案内
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な支援

(正会員の協力)

第12条 正会員は、以下の事項について積極的に協力する。

- (1) 自社の企業情報（公開できるものに限る。）の提供
- (2) 自社の技術ニーズの提供
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な情報提供

(支援会員への情報提供)

第13条 中小機構は、支援会員に対して以下の情報提供を行う。

- (1) 正会員の企業情報
- (2) 本会の活動の一環として行われるセミナー、工場見学等の案内
- (3) その他、中小機構の主催する各種セミナー、イベント等の案内

(支援会員の協力)

第14条 支援会員は、以下の事項につき積極的に協力する。

- (1) 支援施策等の情報提供
- (2) 技術シーズ等の紹介
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な支援

(解散)

第15条 本会は、中小機構が正会員の過半数の賛同を得て解散することができる。